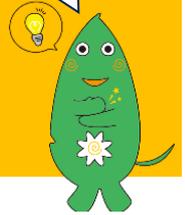


大和市の建物の規制が変わります

令和5年2月1日から

準防火地域を拡大

市街地の火災の延焼被害を軽減するため、拡大します。



大和市イベントキャラクターヤマトン

準防火地域とは

市街地における火災の危険を防ぐため、都市計画で定める「地域地区」の一つです。「準防火地域」では、新築等の際に燃えにくい建物にすることが必要になります。

拡大する区域

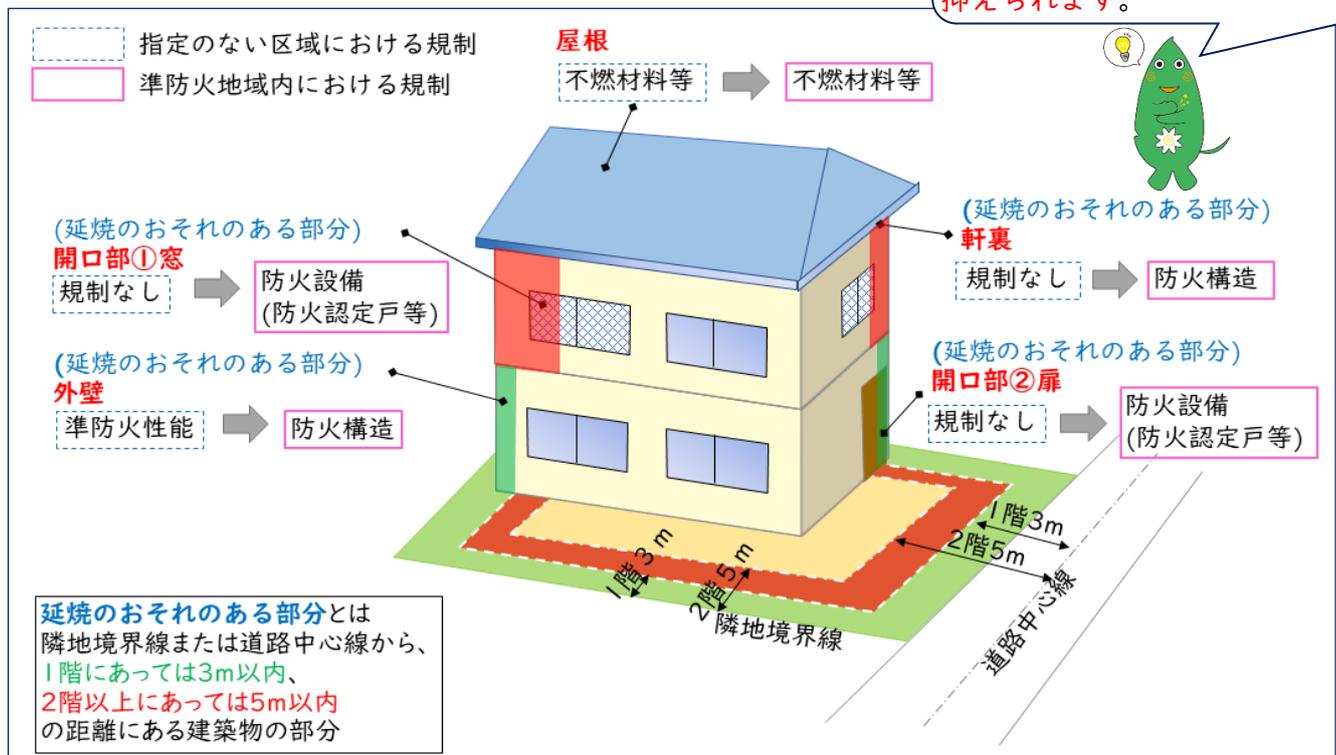
第一種低層住居専用地域の全域（約705ha）が対象です。詳細のエリア図は裏面をご覧ください。

準防火地域における建築のルール 2階建ての一戸建て住宅を建築する場合

隣地との境に近いところ（「延焼のおそれのある部分」といいます）に位置する窓や戸（開口部）に**防火設備**を使用することが求められます。

また、軒裏や外壁にも**防火構造**が求められます。

窓を防火設備（網入りガラスなど）にしたり、軒裏を防火構造にしたりすることで火災時の延焼スピードが抑えられます。



詳細はホームページでも
ご覧いただけます。



お問い合わせ先（大和市役所）

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

○準防火地域の拡大について

☎街づくり計画課（電話）046-260-5443

○建築物の制限について

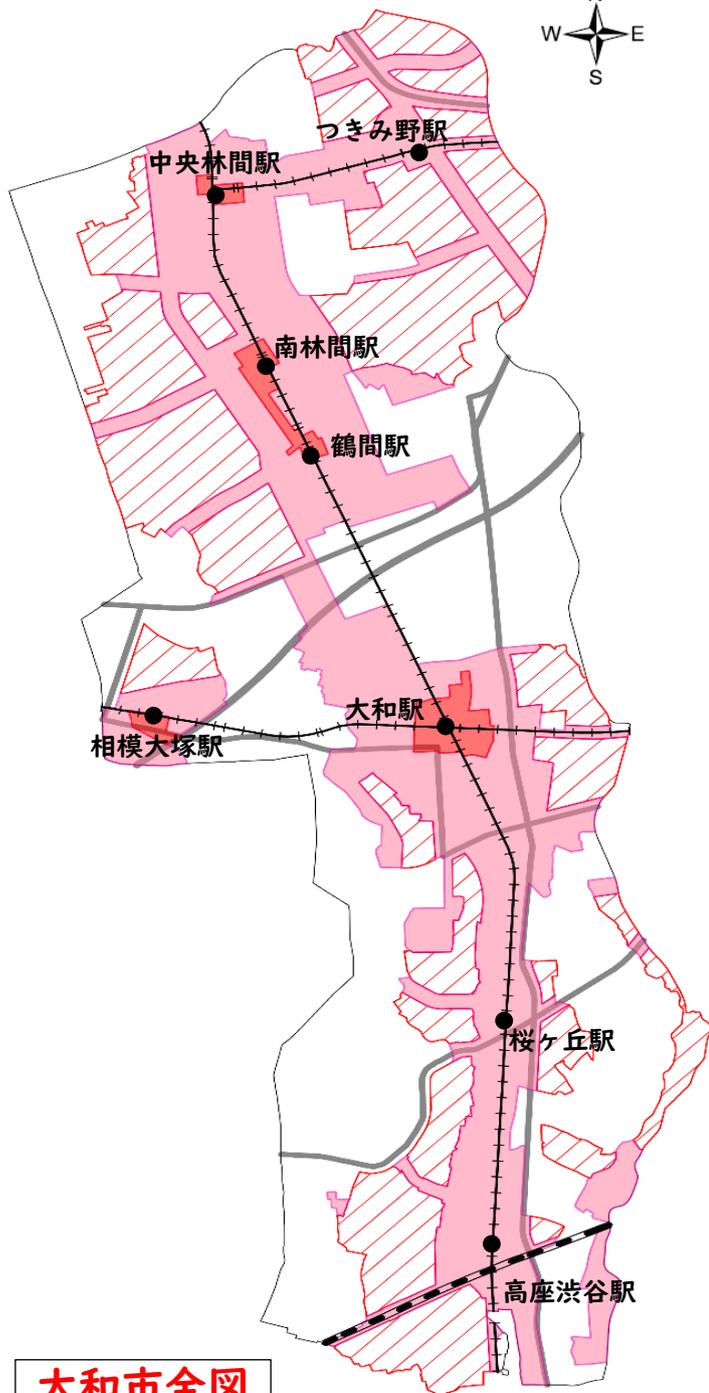
☎建築指導課（電話）046-260-5434

■ 準防火地域を拡大するエリア

(第一種低層住居専用地域の全域)

【現在のエリア】

-  防火地域
-  準防火地域



大和市全図

詳細のエリア図は、
公開型地図情報サービスで確認するか、
お問い合わせください。



■ Q & A

1. 現在、住んでいる家を令和5年2月1日以降に改修しなければならないのですか？

増改築などがなければ、改修する必要はありません。

2. 新築を予定しています。どの時点から準防火地域の制限が適用されますか？

新築・増築工事等に着手する日が令和5年2月1日以降の場合、準防火地域の仕様とする必要があります。

新築等工事の着手とは、根切り工事、杭打ち工事などが開始された時点のことをいい、既設建築物の除却、現場への建設資材等の搬入だけでは工事の着手に該当しません。

また、建築確認の日で判断しません。

3. 増築する場合、建物の既存部分についても、準防火地域の仕様とする必要がありますか？

原則として、建物の既存の部分も準防火地域の仕様に改修することが必要です。

なお、既存の建物を改修する場合に補助金制度があります。

4. 準防火地域で、外壁や軒裏の表面に木材を使えますか？

一定の条件下で外壁や軒裏に木材を使うことができます。

5. 10㎡以内の増築の場合、建築確認申請は不要ですか？

準防火地域内では、10㎡以内の増築についても建築確認申請が必要です。

6. 防火設備は、火災延焼に効果がありますか？

例えば、阪神大震災で網入りガラスの入った窓(防火設備)を有する建物が焼け止まりとなるケースが比較的多いと報告されています。